

2009.2.17 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

2009 年労使協議内容シリーズ(3)

**再雇用職員の基本級額 事務職と技術職は共通で 3 段階
看護師は 1 段階のみ ほぼ組合側要求内容の通りで施行へ**

前号 (No. 39) で ‘再雇用職員の基本級額の見直し’ について労使協議中である事を報告しましたが、平成 21 年度より以下の内容で施行されることになりました。

○ 事務職員・技術職員

担当させる業務・命ずる職	級
・優れた知識・経験又は専門技術を活かせる業務を担当させる場合	1 級
・統括者を補佐又は小単位の業務組織を総括する職を命ずる場合 ・優れた専門性又は優れた専門技術を活かせる業務の職を命ずる場合	2 級
・業務組織における業務を統括する職を命ずる場合	3 級

○ 看護師

・看護師の業務

当初案に対して組合執行部が提案していた代替案は、「再雇用職員を一旦横一列で新規採用して、その雇い入れ後に職務内容に応じた手当金の支給により職責の区別を行う」というものでした。これは退職時の退職金支給行為により、当該職員と本学との雇用関係が理論的には完全に消滅しているにも拘わらず、再雇用時に旧職級がそのまま引き継がれるという矛盾によるものでした。また、新規に職員を再雇用する際には、新卒採用と同様、再雇用後の職務遂行力を雇い入れ時点での面接他で確認するのが一般社会で行われる手順だろうと考えた事にもよります。

これに対して、法人側で再検討が進められ決定がなされた上記は組合側代替案と概ね同等の内容であり、実質的には一致しています。定年を迎えた職員を再雇用する際には、再雇用後に担当してもらう業務に応じて給与級が上記の通り 3 段階に分かれます。各級間の金額差は一ヶ月当たり約 5,000 円ですので、したがって 1 級と 3 級の間には約 10,000 円の月給差が生じることになります。この差額が再雇用後の職責の違いに応じた手当金と言えます。